



平成 28 年 7 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社シーズ・ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 石原 智美
(コード番号 4924 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役財務部長 小杉 裕之
TEL (03) 6419-2500

第三者割当による第 6 回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成28年7月11日付取締役会決議により、下記のとおり、ジョンソン・エンド・ジョンソンのグループ企業であるCilag GmbH Internationalを割当予定先とする第三者割当（以下「本件第三者割当」という。）の方法による第6回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の募集を行うことを決定しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割当日	平成 28 年 7 月 27 日
(2) 新株予約権の総数	14,500 個
(3) 発行価額	総額 131,950,000 円（新株予約権 1 個当たり 9,100 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	1,450,000 株
(5) 資金調達の内訳	3,500,300,000 円 (内訳) 新株予約権発行分131,950,000円 新株予約権行使分3,368,350,000円
(6) 行使価額	2,323 円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、本新株予約権の全てを Cilag GmbH International に割り当てます。
(8) その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

2. 募集の目的及び理由

当社グループは、現行の中期経営計画において、既存事業の成長回復、新規事業の育成、海外事業の本格拡大を掲げ、事業を運営してまいりました。その中でも、平成27年12月1日に純粋持株会社体制に移行し、新規事業の育成を加速させるべく、M&Aを積極化する方向性を打ち出しております。その一環として、平成28年2月1日にエステティック・サロン事業を展開する株式会社シーズ・ラボを買収し、グループの傘下に収めました。当該企業を傘下に収めることにより、新規事業領域を拡大させることができたと同時に、今後は既存事業である化粧品事業との相乗効果を高める施策として、化粧品事業の中心企業である株式会社ドクターシーラボが開発した商品を株式会社シーズ・ラボが展開する店舗において、積極的に販売をするといった取り組みや、化粧品販売とエス

ティック・サロンの共同店舗を開発し、当社グループの既存顧客へのサービスの高度化と同時に、新規顧客の取り込みも計画しております。このように既存事業と親和性の高い新規事業をM&Aを通して取り込むことにより、上記に掲げた既存事業の成長回復と新規事業の育成を同時に実現していく方針であります。

一方で、海外事業の本格拡大という課題については、低価格帯ブランドのラボラボが中華圏のお客様に一定の支持を得て、売上の増加に寄与はしたもののメインブランドであるドクターシーラボの潜在的な可能性を考慮すると、海外展開は見込み通りに推進はされていないのが現状であります。そのため、海外市場における当社ブランドの認知度向上やブランド価値の上昇を図るため、事業パートナーを選定し、当該事業パートナーの海外事業ノウハウやリソースを用いることで、海外事業を拡大させることを模索してまいりました。こうした当社グループの事業背景の中、グローバル企業であるジョンソン・エンド・ジョンソンのグループ企業であるジョンソン・エンド・ジョンソン・コンシューマー・インクより、海外事業展開を中心とした資本業務提携の提案を受けました。ジョンソン・エンド・ジョンソンのグループ企業であるジョンソン・エンド・ジョンソン・Pte.・リミテッドが海外における事業拡大を主導することに加え、データを基盤としたマーケティング手法を当社グループ内に取り込むことにより当社のマーケティング力の強化が期待できること、さらにはジョンソン・エンド・ジョンソン・コンシューマー・インクが展開する化粧品ブランドを国内の当社グループの販路で販売することで、当社グループのマルチブランドの促進という戦略にも合致し、当社グループの中長期的な発展と企業価値向上に貢献できる取組みと判断いたしました。さらに、Cilag GmbH Internationalに対し、当社の取締役（石原智美及び城野親徳）及びその親族（城野智子）が保有する一定の当社株式を譲渡すると同時に、第三者割当の方法により本新株予約権を発行し、当社株式及び本新株予約権を保有して頂くことで、事業の責任を共有することができる点ととも、上記のようにM&Aを積極化する資金を得ることができるという点で、金融機関からの借入等の手法では得られない有効性があると判断し、今回の決定に至っております。なお、今回の資金調達はCilag GmbH International及びジョンソン・エンド・ジョンソン・Pte.・リミテッドとの資本業務提携の一環としてなされるものであり、公募増資は検討しておりません。また、今回の取引による、一部株式持分の譲渡完了後においても、石原智美、城野親徳の両取締役は引き続き、当社取締役としてグループ経営の中心的役割を継続してまいります。

なお、本新株予約権の発行は、当社の総議決権数471,806個（平成28年4月30日現在）に対し、本新株予約権の発行による潜在株式数の総数1,450,000株に係る議決権数14,500個の占める割合が3.07%に相当し、当該割合において当社株式に希薄化が生じることとなりますが、当社グループの新規事業の育成による事業領域の拡大に寄与する企業もしくは事業の買収に本新株予約権発行により調達した資金を充当すること、さらにはジョンソン・エンド・ジョンソン・Pte.・リミテッドと共に事業を行うことにより、当社ブランドがグローバルブランドとして拡大する可能性が飛躍的に高まることは、当社グループの中長期的な企業価値・株主価値の向上につながり、その結果、既存株主の皆様の利益に資するものと当社取締役会は判断し、今回の調達を決定しております。

Cilag GmbH Internationalによる当社株式の取得の方法の一部として、新株予約権発行を選択した理由は、当社への出資のタイミングに関する柔軟性を確保したいとの同社からの要望に応えるためであり、当社グループの資金需要の観点からは当該要望について受入可能と判断しております。一方で、本新株予約権の行使に関しては、今後、資本業務提携を継続することが困難になる事象が当社グループ又はジョンソン・エンド・ジョンソン・Pte.・リミテッド若しくはCilag GmbH

Internationalに発生した場合や予期せぬ災害などが発生し、当社グループの事業に甚大な損害が発生するような場合は、Cilag GmbH Internationalが本新株予約権の行使を見送る可能性がございます。

また、株式会社CICを通して株式を保有しており実質的筆頭株主である当社取締役城野親徳の当社株式の持分を一定以上に維持することが、当社のグループ企業従業員、取引先の安心感につながることから、Cilag GmbH Internationalの希望保有株式数の全てを株式会社CIC及び当社取締役等から譲渡するのではなく、本新株予約権の第三者割当の方法を採用しております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

①払込金額の総額	3,500,300,000円
(内訳)	
(ア) 本新株予約権の発行	131,950,000円
(イ) 本新株予約権の行使	3,368,350,000円
②発行諸費用の概算額	8,000,000円
③差引手取概算額	3,492,300,000円

(注)1. 行使価額が調整された場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額が変動する結果、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額には、弁護士報酬費用、新株予約権算定評価報酬費用、登録免許税、その他の事務費用（有価証券届出書作成、変更登記費用等）が含まれます。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の行使は本新株予約権の保有者の判断によるため、現時点において本新株予約権の行使による財産の出資及びその時期を資金計画に織り込むことは困難です。上記「(1) 調達する資金の額」記載の差引手取概算額3,492,300,000円については、現時点では次の通り充当することを予定していますが、具体的な金額及び使途については、本新株予約権の行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて変更される場合があります。なお、変更がある場合は、速やかに開示いたします。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定期間
M&A及び業務提携の資金	3,492	平成28年7月～平成30年6月

(注)1. 資金使途の具体的な内容は、以下のとおりとなります。

当社グループは、平成27年12月1日に純粋持株会社体制に移行し、事業戦略として、マルチブランドの促進と事業領域の拡大を掲げ、M&Aを積極化し、親和性の高い事業領域を取り込んでいく計画であります。その一環として平成28年2月1日にエステティック・サロン事業を展開する株式会社シーズ・ラボを買収いたしました。今後も同様にエステティック・サロン事業の拡大を加速させるため、エステティック・サロンを運営する企業の買収を検討しております。また、化粧品事業と親和性の高い事業としてインターネット等でも販売が可能な医薬品の製造販売事業の取り込みも検討しており、当該事業を展開する企業の買収もしくは資本業務提携を模索しております。M&A及び業務提携に係る資金として計画している3,492百万円については、上記株式会社シーズ・ラボの買収時に要した買収金額が4,000百万円であり、かつ当社グループの志向するM&Aは、大規模な企業を取り込むことにより、早急な規模の拡大を

目指すものではなく、株式会社シーズ・ラボのように小規模でも成長性の高い企業を取り込んだ後に、相乗効果を発揮させることによる事業拡大を目指しているため、3,000百万円程度の規模が、妥当であると認識しております。

上記差引手取概算額3,492百万円については、M&A及び業務提携に関する初期費用等（調査費用、財務・法務相談費用等）やM&A及び業務提携そのものの資金（買収資金や具体的な業務提携の遂行のための資金等）として使用する予定であります。M&Aや業務提携における手法は多様化、複雑化しており、こうしたM&Aの対象となり得る候補企業に関する情報収集、具体的な候補の発掘、選定、また、実際の交渉、手続等に関する専門家が重要となってきます。加えて、複雑な取引を推進するためには、候補企業に関する法務・会計・税務面における調査を行う必要があります。これらに要する費用に充当する予定です。こうした先行費用は、案件の成否にかかわらず、常に先行して、かつ、継続的に支出することを要するものであり、当社が望むM&Aを実現するためには不可欠の費用であります。したがって、具体的なM&A等に係る買収資金として使用するだけでなく、継続的な必要経費（専門家等に依頼する費用）として使用することも予定しております。また、現時点においては、具体的な買収案件が合意に至っているものではありませんが、平成28年7月～平成30年6月までの期間において充当する予定であります。平成28年7月～平成30年6月までの期間内において、当社がM&A案件や業務提携先を見つけることができなかつた又は成約に至らず資金を充当できなかつた場合においても、当社としては引き続き、M&A案件や業務提携の発掘を継続していき、M&Aや業務提携が成約した段階で、資金を支出していく意向であります。

なお、今後、当社と割当予定先との資本提携及びジョンソン・エンド・ジョンソン・Pte.・リミテッドとの間の業務提携を継続することが困難になる事象が当社グループ又はジョンソン・エンド・ジョンソン・Pte.・リミテッド若しくはCilag GmbH Internationalに発生した場合や予期せぬ災害などが発生し、当社グループの事業に甚大な損害が発生するような場合は、割当予定先が本新株予約権の行使を見送る可能性がございます。万が一、本新株予約権が行使されず、上記資金の調達ができない場合に関しては、別途資金調達の方法を検討いたします。

なお、現在は、候補企業のリストアップをおこなっている段階であるため、具体的な事業構想を記載することができない状況ではありますが、買収案件や業務提携が成立・確定した場合には、速やかに開示・公表いたします。

2. 調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行等の安全な金融機関にて管理いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本件第三者割当により調達する資金は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載する使途に充当することにより、将来に向けて事業の拡大、収益向上を図ることが可能となり、当社の企業価値及び株式価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役社長 野口 真人）に本新株予約権の評価を依頼しました。当該第三者評価機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日（平成28年7月11日）の前取引日（平成28年7月8日）の東京証券取引所における当社株価の終値2,281円/株、株価変動性（ボラティリティ）28.86%、配当利回り0%、無リスクレート-0.264%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額2,323円/株、行使期間3か月）並びに割当予定先の行動予測（割当予定先は、株価が権利行使価格を上回っている場合随時権利行使を行うものとする。但し、1度に行う権利行使の数は、1回あたり450個（45,000株：平均売買出来高の約20%）とする。）に基づいて、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって、本新株予約権の評価を実施した結果、8,900円（1株当たり89円）となりました。

当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼ

す可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であると判断しております。そして、本新株予約権の1個当たりの払込金額については割当予定先との交渉の結果、当該算出結果より高額である9,100円（1株当たり91円）に決定いたしました。上記のとおり、算定結果が公正かつ妥当であると判断していることに加え、本新株予約権の1個当たりの払込金額が当該算定結果より高額であることから、有利発行には該当しないものと判断しております。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日（平成28年7月11日）の前々取引日（平成28年7月7日）の東京証券取引所における普通取引の終値2,323円を参考として、当該終値と同額の1株2,323円に決定しております。

さらに、当社監査役全員から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当しない旨の見解を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は1,450,000株（議決権数14,500個）であり、平成28年4月30日現在の当社発行済株式総数47,185,255株（議決権数471,806個）を分母とする希薄化率は3.07%（議決権の総数に対する割合は3.07%）に相当し、本新株予約権の行使により相応の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権は、ジョンソン・エンド・ジョンソンとの関係を強化し、有効な資本業務提携を推進することを目的としており、また、本新株予約権の行使により発行される株式の総数1,450,000株に対し、当社普通株式の過去6か月間における1日当たり平均出来高は約184千株であり、一定の流動性を有しております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の皆様への利益にも貢献できるものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	Cilag GmbH International
(2) 所 在 地	Gubelstrasse 34, 6300 Zug, Switzerland
(3) 代表者の役職・氏名	Erik Rombouts、Member of the Board of Directors
(4) 事 業 内 容	医薬品、消費財、医療機器等の国際事業領域における実行と調整
(5) 資 本 金	2,000,000 スイスフラン
(6) 設 立 年 月 日	1984年
(7) 発 行 済 株 式 数	非公開
(8) 決 算 期	12月
(9) 従 業 員 数	非公開
(10) 主 要 取 引 先	ジョンソン・エンド・ジョンソン
(11) 主 要 取 引 銀 行	UBS銀行
(12) 大株主及び持株比率	Cilag Holding AG 100%（ジョンソン・エンド・ジョンソンが間接的に100%保有する企業）
(13) 当事会社間の関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の最近3年間の経営成績および財政状態については、割当予定先はジョンソン・エン

ド・ジョンソン・グループが100%保有する非上場企業であるため財務情報を外部に公表したことは無く、本件第三者割当においても公表することを控えてほしい旨の依頼を受けると同時に、実質的にジョンソン・エンド・ジョンソンがグループとして引き受ける取引となるため、参考としてジョンソン・エンド・ジョンソンの経営成績および財政状態を記載いたします。

(参考) ジョンソン・エンド・ジョンソンの最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	平成 25 年 12 月期	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期
連結純資産	74,053	69,752	71,150
連結総資産	131,754	130,358	133,411
1株当たり連結純資産	26.25US\$	25.06US\$	25.82US\$
連結売上高	71,312	74,331	70,074
連結経常利益	15,471	20,563	19,196
親会社株主に帰属する当期純利益	13,831	16,323	15,409
1株当たり連結当期純利益	4.92US\$	5.80US\$	5.56US\$
1株当たり配当金	2.59US\$	2.76US\$	2.95US\$

(単位：百万 US\$。特記しているものを除く。)

※当社は、第三者機関が運用する情報検索サービスを利用して、割当予定先及び割当予定先の親会社である Cilag Holding AG と反社会的勢力との関係の有無を調査し、何らの関係も認められないことを確認しました。また、当社は、割当予定先及びジョンソン・エンド・ジョンソンの役職員に対して口頭にてヒアリングを行い、割当予定先及びその役員並びに割当予定先の親会社である Cilag Holding AG が反社会的勢力と関係がないものと判断しております。これらの調査の結果から、当社は、割当予定先及び割当予定先の役員並びに割当予定先の親会社である Cilag Holding AG が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力との関係を有していないものと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社グループは、現在進行中の中期経営計画において、アジア地域を含む海外事業の本格拡大という目標を掲げ、海外事業の拡大のために事業パートナーの選定を続けてまいりました。

そのような中、平成 27 年 8 月にグローバル企業であるジョンソン・エンド・ジョンソンのグループ企業であるジョンソン・エンド・ジョンソン・コンシューマー・インクより海外事業展開を中心とした資本業務提携の提案を受け、相互にその可能性の検討を開始いたしました。ジョンソン・エンド・ジョンソン・コンシューマー・インクからは当社グループの事業内容はもちろんのこと、当社グループの長期的なビジョンや企業風土等も時間をかけて理解をしたうえで、自社の豊富なケーススタディーを背景に、納得性の高いビジネスプランを提示頂いた中で、当社グループ内にノウハウの無い自社ブランドをグローバルブランド化する取り組みの具体的方法論とその道筋や海外における存在感の確立に対し、確信を得ることができたこと、ジョンソン・エンド・ジョンソン・コンシューマー・インクの有する高い品質管理ノウハウを導入することによる更なる商品の信頼性、安全性の向上、さらにジョンソン・エンド・ジョンソン・コンシューマー・インクの展開する化粧品ブランドの当社グループ販路を活用し、販売を行うことによる当社グループのマルチブランド推進という当社グループの中期戦略にも合致することを総合的に判断し、業務提携を行うことを決定いたしました。また、相互に商品のディストリビューターとしての役割を果たすことのみならず、ジョンソン・エンド・ジョンソンのグループ企業が一定程度の当社の資本を保有することが、当社事業全体に対する責任の共有と同時に、より深い関係性を維持することによる事業の方向性の共有が可能になるという認識から、業務提携に加え、ジョンソン・エンド・ジョンソンのグループ企業から出資及び役員やマーケティング人員の派遣を受け入れることを内容とする資本提携を行うことを決定いたしました。

上記業務提携及び資本提携に係る交渉の過程において、ジョンソン・エンド・ジョンソン・コン

シューマー・インクから、①資本提携の相手方としては、資本政策上の要請から本新株予約権の割当予定先となるCilag GmbH Internationalとし、②業務提携の相手方としては、アジア地域のハブとして活動しているシンガポール法人であるジョンソン・エンド・ジョンソン・Pte. ・リミテッドとしたい旨の提案を受けました。かかる提案を受け、当社として、Cilag GmbH International及びジョンソン・エンド・ジョンソン・Pte. ・リミテッドが当社の資本提携及び業務提携の相手方として適切か否か慎重に検討しましたが、かかる検討過程で特段の問題を認識することはなく、また、上記両社はいずれもグローバル企業たるジョンソン・エンド・ジョンソンを頂点とする同社のグループ企業であり高い信頼性を有すると考えられること、当社の海外事業の本格拡大をその内容として含む当社の中期戦略にも十分に合致すると判断し、上記各社を資本提携及び業務提携のそれぞれの相手方とすることに同意し、資本提携の相手方となることになったCilag GmbH Internationalに対し当社取締役が保有する当社の株式の一部が売却されるのと同時に、Cilag GmbH Internationalに対し本新株予約権の割当てを行うこととなりました。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先は当社の資本提携先として中長期にわたって本新株予約権の行使により取得することとなる当社株式及び当社取締役等から売却を受けた当社株式を保有する方針であることを口頭で確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、資本業務提携に係る交渉の過程において、払込みに要する資金が不足する場合には割当予定先であるCilag GmbH Internationalの株式を間接的に100%保有するジョンソン・エンド・ジョンソンから割当予定先に必要な資金が提供される旨の説明を受けております。また、ジョンソン・エンド・ジョンソンが平成28年6月29日付で関東財務局長宛に提出した有価証券報告書の平成28年1月3日現在の連結貸借対照表により、同社グループが本新株予約権の払込金額及び行使価額の総額の払込みに要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認したことから、当社としては、割当予定先は、払込みに要する財産を十分保有しているものと判断しております。なお、割当予定先であるCilag GmbH Internationalからは、当該払込みに要する現金を十分に保有している旨の連絡も受けております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成28年1月31日現在）		募集後	
株式会社CIC	28.82%	株式会社CIC	27.96%
城野 親徳	14.43%	Cilag GmbH International	19.90%
BBH FOR OPPENHEIMER GLOBAL OPPORTUNITIES FUND 常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行	3.81%	BBH FOR OPPENHEIMER GLOBAL OPPORTUNITIES FUND 常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行	3.70%
石原 智美	2.63%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2.47%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2.54%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1.93%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1.99%	石原 智美	1.27%
城野 智子	1.70%	BNYML - NON TREATY ACCOUNT 常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行	1.27%
BNYML - NON TREATY ACCOUNT 常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行	1.31%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1.24%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1.28%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	0.61%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	0.63%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	0.61%

(注)1. 割当前の持株比率は、平成28年1月31日の株主名簿をもとに算出しています。

2. 割当後の持株比率は、割当前の株式数をもとに、本新株予約権が全て行使された場合に増加する

株式数を加えて算出しております。

3. Cilag GmbH International、城野親徳氏、石原智美氏及び城野智子氏の割当後の持株比率は、Cilag GmbH International に割り当てる本新株予約権が全て行使された場合に増加する株式数、並びに、平成28年7月11日付の株式譲渡契約書に基づき城野親徳氏、石原智美氏及び城野智子氏によりCilag GmbH Internationalに譲渡される株式数を加減した数値を記載しております。
4. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
5. 信託銀行の信託業務に係る株式数については、当社として網羅的に把握することができないため、株主名簿上の名義での所有株式数を記載しております。

8. 今後の見通し

本件第三者割当による本新株予約権の発行による当期（平成28年7月期）の業績に与える影響はありません。なお、将来の業績に変更が生じる場合には、適宜開示を行う予定です。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権が全て行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成25年7月期	平成26年7月期	平成27年7月期
連結売上高（千円）	33,990,388	35,916,843	37,656,745
連結営業利益（千円）	7,585,121	7,510,554	7,682,986
連結経常利益（千円）	7,810,160	7,569,952	7,778,406
連結当期純利益（千円）	4,789,994	4,588,957	4,940,213
1株当たり連結当期純利益（円）	192.20	92.05	100.46
1株当たり配当額（円） （うち1株当たり中間配当額）	8,000 （－）	81 （－）	82 （－）
1株当たり連結純資産額（円）	807.79	456.17	432.94

(注)1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 平成26年2月1日付で株式分割を行いました。平成25年7月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり連結純資産額及び1株当たり連結当期純利益を算定しております。
3. 平成27年8月1日付で株式分割を行いました。平成26年7月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり連結純資産額及び1株当たり連結当期純利益を算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成28年7月11日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	47,185,255株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）	—	—

における潜在株式数		
-----------	--	--

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	平成25年7月期	平成26年7月期	平成27年7月期
始 値	263,000 円	261,500 円	3,605 円
高 値	335,000 円	359,500 円 (注2) 3,945 円	4,845 円 (注3) 2,367 円
安 値	249,600 円	253,000 円 (注2) 2,871 円	3,300 円 (注3) 2,241 円
終 値	261,400 円	3,640 円	2,273 円

(注)1. 各株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 株式分割（平成26年2月1日、1株→100株）による権利落ち後の高値・安値を示しております。

3. 株式分割（平成27年8月1日、1株→2株）による権利落ち後の高値・安値を示しております。

②最近6か月間の状況

	平成28年 2月	3月	4月	5月	6月	7月
始 値	2,036 円	1,866 円	2,270 円	2,175 円	2,286 円	2,300 円
高 値	2,059 円	2,410 円	2,327 円	2,331 円	2,400 円	2,392 円
安 値	1,677 円	1,846 円	2,175 円	2,109 円	2,064 円	2,237 円
終 値	1,850 円	2,305 円	2,224 円	2,314 円	2,243 円	2,281 円

(注) 平成28年7月の株価については、平成28年7月8日現在で表示しております。

③発行決議日前営業日における株価

	平成28年7月8日
始 値	2,350 円
高 値	2,352 円
安 値	2,281 円
終 値	2,281 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

以 上

株式会社シーズ・ホールディングス
第6回新株予約権の発行要項

1. 本新株予約権の名称
株式会社シーズ・ホールディングス第6回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額
金 131,950,000 円
3. 割当日及び払込期日
平成 28 年 7 月 27 日
4. 募集の方法
第三者割当の方法により、本新株予約権の全てを Cilag GmbH International に割り当てる。
5. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,450,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第9項の規定に従って行使価額（第8項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使又は消却されていない本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第9項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後の割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第9項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の割当株式数、調整後の割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第9項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
6. 本新株予約権の総数
14,500 個
7. 各本新株予約権の払込金額
金 9,100 円

8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、2,323円とする。但し、第9項の規定に従って調整されるものとする。

9. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付・増加株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付・増加株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。以下同じ。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 当社普通株式について株式の分割を行う場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権その他の証券若しくは権利の全部が当初の条件で転換、交換又は行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合に

において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により当該期間} \times (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額})}{\text{調整後行使価額}} \times \text{内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わないものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第二位まで算出し、小数第二位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株式の分割の場合を除き、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額が初めて適用される日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

10. 本新株予約権を行使することができる期間

平成28年7月28日から平成28年10月27日までとする。

11. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

12. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は、以下の条件に基づき、本新株予約権者に新たに新株予約権を交付できるものとする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類
再編当事会社の普通株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定する。1株未満の端数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
第8項に定める行使価額（第9項に基づき調整された場合は調整後行使価額とする。）を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定する。1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間
第10項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第10項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
第13項に準じて決定する。
- (7) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

13. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

14. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第10項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第18項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 18 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

15. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については当社取締役会の承認を要する。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項に定められた諸条件を考慮し、一般的に評価方法として認められているモンテカルロシミュレーション法による算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 9,100 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 8 項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成 28 年 7 月 7 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。

18. 行使請求受付場所

株式会社シーズ・ホールディングス 管理部

19. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 東恵比寿支店

20. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) その他本新株予約権の発行に関して必要な細目的事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上